

福岡県医発第 181号

平成20年4月 21日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」

等の一部改正、並びに療養病床療養環境減算の4月以降の取り扱いについて

標題の件、平成20年3月31日をもって「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」の附則第7条～9条、第11条～14条までの規程に関する経過措置が終了しました。それに伴い「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」等における、病院療養病床療養環境減算（Ⅱ）及び診療所療養病床療養環境減算が廃止となり、「診療所療養病床設備基準減算」が創設され、4月1日より適用されます。

このことについて厚生労働省より通知が発出され、福岡県保健医療介護部介護保険課から別紙のとおり各関係業者宛通知した旨連絡がありました。

また、指定介護療養型医療施設における療養病床療養環境減算の4月以降の取り扱いについて、上記のようなことから人員の欠如等、基準について十分留意するよう、同じく福岡県保健医療介護部介護保険課から各関係業者宛に通知が出されておりますので併せてお知らせいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 毛利康茂
名取一幸
島田昇二郎
廣瀬真恵
会長 丸山 泉

(公印省略)

2 0 介 第 1 8 号

平成 2 0 年 4 月 4 日

社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長

(指 導 係)

「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」
等の一部改正について（通知）

（関連 3 月 2 8 日 1 9 介 第 5 9 1 2 号）

このことについて、別添（写）のとおり関係事業者に通知しましたので、お知らせします。

問い合わせ先

介護保険課指導係

担 当 富 永

電 話 092-643-3319

F A X 092-642-1504

E-mail kaigo@pref.fukuoka.lg.jp

(公印省略)



2 0 介 第 1 8 号
平成 2 0 年 4 月 4 日

各 指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設 事 業 者 殿
各 指 定 (介 護 予 防) 短 期 入 所 療 養 介 護 事 業 者 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長
(指 導 係)

「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」
等の一部改正について (通知)

(関連 3 月 2 8 日 1 9 介 第 5 9 1 2 号)

このことについて、別添 (写) のとおり厚生労働省老健局老人保健課長から通知がありましたので、お知らせします。

問い合わせ先

介護保険課指導係

担 当 富 永

電 話 092-643-3319

F A X 092-642-1504

E-mail kaigo@pref.fukuoka.lg.jp

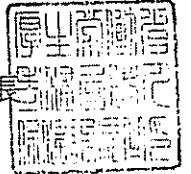


老老発第 0328001 号

平成 20 年 3 月 28 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」等の
一部改正について

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）附則第 7 条から附則第 9 条まで及び附則第 11 条から附則第 14 条までの規定に係る経過措置が平成 20 年 3 月 31 日をもって終了することに伴い、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）等における病院療養病床療養環境減算（Ⅱ）及び診療所療養病床療養環境減算を廃止し、診療所療養病床設備基準減算を創設することから、関係通知の一部を下記のとおり改正し、平成 20 年 4 月 1 日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

- 1 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 12 年老企第 45 号）の一部改正
別紙 1 のとおり改正する。
- 2 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年老企第 25 号）の一部改正
別紙 2 のとおり改正する。

- 3 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第40号)の一部改正

別紙3のとおり改正する。

- 4 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について」(平成12年老企第41号)の一部改正

別紙4のとおり改正する。

○ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成 12 年老企第 45 号) (抄)

改正案	現行
第三 人員に関する基準・設備に関する基準 1・2 (略) 3 経過措置 (1)・(2) (略) (3)・(4) (略)	第三 人員に関する基準・設備に関する基準 1・2 (略) 3 経過措置 (1)・(2) (略) (3) <u>医療法等の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 141 号)</u> <u>の施行前において病床転換による療養型病床群として食堂及</u> <u>び浴室に係る特例の対象とされてきた病床を有する病院及び</u> <u>診療所にあつては、平成 20 年 3 月 31 日までの間、療養環境の</u> <u>改善に関する計画が提出されているものであれば、医療法施行</u> <u>規則第 21 条第 2 項第 3 号に規定する基準に該当しない指定介</u> <u>護療養型医療施設の食堂であつてもよいこととする。(基準省</u> <u>令附則第 7 条及び第 12 条)</u> (4)・(5) (略)

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年老企第25号) (抄)

改正案	現行
第三 介護サービス 一～八 (略) 九 短期入所療養介護 1 人員に関する基準・設備に関する基準(居宅基準第142条及び第143条) (1) (略) (2) 経過措置 ① 厚生労働大臣が定める基準に適合している診療所(居宅基準附則第5条)においては、当分の間、指定短期入所療養介護を行うことができるものとする。 ② <u>医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)の施行前において、療養病床転換による療養型病床群として病院療養病床療養環境減算(Ⅱ)及び診療所療養病床療養環境減算が適用されてきた病床を有する病院又は診療所である指定介護療養型医療施設にあつては、当該減算が平成20年3月31日限りで廃止されたことから、当該病床を有する病院又は診療所における短期入所療養介護についても、各基準において、指定介護療養型医療施設と同等の基準を満たさなければならないものとする。(居宅基準附則第6条から附則第13条まで)</u> ③ その他の経過措置については、「医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険関係法の一部改正等について」(平成13年2月22日老計発第9号・老振発第8号・老老発第4号通知)を参照されたい。 2～4 (略)	第三 介護サービス 一～八 (略) 九 短期入所療養介護 1 人員に関する基準・設備に関する基準(居宅基準第142条及び第143条) (1) (略) (2) 経過措置 ① 厚生労働大臣が定める基準に適合している診療所(居宅基準附則第5条)においては、当分の間、指定短期入所療養介護を行うことができるものとする。 ② その他の経過措置については、「医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険関係法の一部改正等について」(平成13年2月22日老計発第9号・老振発第8号・老老発第4号通知)を参照されたい。 2～4 (略)

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第40号)(抄)

改 正 後	改 正 前
7 介護療養施設サービス (1)～(14) (15) 療養環境減算の適用について ① <u>病院療養病床療養環境減算の基準</u> <u>病院療養病床療養環境減算は、指定介護療養型医療施設基準附則第7条に規定する病床転換による旧療養型病床群又は医療法施行規則の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。)附則第41条の規定の適用を受ける療養病床に係る病室であって、隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル(両側に居室がある廊下については、2.7メートル)未満である場合に適用されること。(施設基準第41号において準用する施設基準第11号)</u> ② <u>診療所療養病床設備基準減算の基準</u> <u>診療所療養病床設備基準減算は、指定介護療養型医療施設基準附則</u>	7 介護療養施設サービス (1)～(14) (略) (15) 療養環境減算の適用について ① <u>病院療養病床療養環境減算(Ⅰ)の基準</u> <u>病院療養病床療養環境減算(Ⅰ)は、指定介護療養型医療施設基準附則第7条に規定する病床転換による旧療養型病床群又は医療法施行規則の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。)附則第41条の規定の適用を受ける療養病床に係る病室であって、隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル(両側に居室がある廊下については、2.7メートル)未満である場合に適用されること(ただし、病院療養病床療養環境減算(Ⅱ)又は(Ⅲ)の適用を受ける場合を除く。)(施設基準第41号において準用する施設基準第11号イ)</u> ② <u>病院療養病床療養環境減算(Ⅱ)の基準</u> <u>病院療養病床療養環境減算(Ⅱ)は、次のいずれかに該当する場合に適用されること(ただし、病院療養病床療養環境減算(Ⅲ)の適用を受ける場合を除く。)(施設基準第41号において準用する施設基準第11号ロ)</u> イ <u>指定介護療養型医療施設基準附則第7条に規定する病床転換による旧療養型病床群に係る病室であって、1の病室の病床数が四床を超えているか、又は入院患者1人当たりの病室の床面積が6.4平方メートルに満たないこと。</u> ロ <u>機能訓練室が、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有しないこと。</u> ハ <u>食堂及び浴室を有するが、食堂が内法による測定で入院患者1人当たり1平方メートル未満であり、しかし、具体的な療養環境の改善に関する計画を提出していること。</u> ニ <u>医師、看護職員又は介護職員の員数が、指定介護療養型医療施設基準に定める員数に満たないこと。</u> ③ <u>診療所療養病床療養環境減算の基準</u> <u>診療所療養病床療養環境減算は、次のいずれかに該当する場合に適</u>

第 12 条に規定する病床転換による診療所旧療養型病床群又は平成 13 年医療法施行規則等改正省令附則第 41 条の規定の適用を受ける療養病床に係る病室であつて、隣接する廊下の幅が内法による測定で 1.8 メートル（両側に居室がある廊下については、2.7 メートル）未満であること。（施設基準第 42 号において準用する施設基準第 12 号）

③・④ （略）

(16) ～ (28) （略）

用されること。（施設基準第 42 号において準用する施設基準第 12 号イ）

イ 指定介護療養型医療施設基準附則第 12 条に規定する病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病室にあつては、1 の病室の病床数が 4 床を超えているか、又は入院患者 1 人当たりの病室の床面積が 6.4 平方メートルに満たないか、又は隣接する廊下の幅が内法による測定で 1.8 メートル（両側に居室がある廊下については、2.7 メートル）未満であること。平成 13 年医療法施行規則等改正省令附則第 41 条の規定の適用を受ける療養病床に係る病室にあつては、隣接する廊下の幅が内法による測定で 1.8 メートル（両側に居室がある廊下については、2.7 メートル）未満であること。

ロ 食堂及び浴室を有するが、食堂が内法による測定で入院患者 1 人当たり 1 平方メートル未満であり、しかし、具体的な療養環境の改善に関する計画を提出していること。

ハ 看護職員又は介護職員の員数が、指定介護療養型医療施設基準に定める員数に満たないこと。

④・⑤ （略）

(16) ～ (28) （略）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について(平成12年老企第41号)(抄)

改 正 後	改 正 前
第一 届出項目について 居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所(以下「事業所・施設」という。)から届出を求める項目は、居宅サービス単位数表、居宅介護支援単位数表、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表(以下「施設サービス単位数表」という。)、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数(平成12年厚生省告示第30号。以下「特定診療費単位数表」という。)、介護予防サービス介護給付費単位数表、介護予防支援介護給付費単位数表、地域密着型サービス介護給付費単位数表及び地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の中で、介護給付費の算定に際して、 ① 事前に都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に届け出なければならないことが告示上明記されている事項 ② 都道府県知事又は市町村長に対する届出事項として特に規定されているものではないが、 ・ 介護支援専門員が居宅サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する ・ 介護予防支援事業所の職員が介護予防サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する ・ 審査支払機関及び保険者において介護給付費の請求に対して適正な審査等を行う 上で必要な事項とし、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設については、(別紙1)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)」(以下「体制状況一覧表」という。)、介護予防サービス事業所及び介護予防支援事業所については、(別紙1-2)「介護給付費算定に係る体制状況一覧表(介護予防サービス・施設サービス・介護予防支援)」(以下「介護予防体制状況一覧表」という。)、介護予防サービス事業所及び介護予防支援事業所については、(別紙1-2)「介護給付費算定に係る体制状況一覧表(介護予防サービス・施設サービス・介護予防支援)」(以下「介護予防体制状況一覧表」という。)	第一 届出項目について 居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所(以下「事業所・施設」という。)から届出を求める項目は、居宅サービス単位数表、居宅介護支援単位数表、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表(以下「施設サービス単位数表」という。)、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数(平成12年厚生省告示第30号。以下「特定診療費単位数表」という。)、介護予防サービス介護給付費単位数表、介護予防支援介護給付費単位数表、地域密着型サービス介護給付費単位数表及び地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の中で、介護給付費の算定に際して、 ① 事前に都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に届け出なければならないことが告示上明記されている事項 ② 都道府県知事又は市町村長に対する届出事項として特に規定されているものではないが、 ・ 介護支援専門員が居宅サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する ・ 介護予防支援事業所の職員が介護予防サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する ・ 審査支払機関及び保険者において介護給付費の請求に対して適正な審査等を行う 上で必要な事項とし、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設については、(別紙1)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)」(以下「体制状況一覧表」という。)、介護予防サービス事業所及び介護予防支援事業所については、(別紙1-2)「介護給付費算定に係る体制状況一覧表(介護予防サービス・施設サービス・介護予防支援)」(以下「介護予防体制状況一覧表」という。)

る体制等状況一覧表（介護予防サービス・介護予防支援）」（以下「体制状況一覧表」という）、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所については、（別紙1-3）「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）」（以下「体制等一覧」という。）に掲げる項目とする。

第二～第四 （略）

第五 体制状況一覧表の記載要領について

1～10 （略）

11 短期入所療養介護（病院療養型）

①～④ （略）

⑤ 「療養環境基準」については、26号告示第11号に該当する場合は「減算型」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。

⑥～⑭ （略）

12 短期入所療養介護（診療所療養型）

①～③ （略）

④ 「設備基準」については、26号告示第12号に該当する場合は「減算型」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。

⑤～⑩ （略）

13～18 （略）

19 介護療養型医療施設（病院療養型）

①～④ （略）

⑤ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑤を準用されたい。

⑥～⑫ （略）

20 介護療養型医療施設（診療所型）

①～③ （略）

④ 「設備基準」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12④を準用されたい。

⑤～⑧ （略）

21～29 （略）

31 介護予防短期入所療養介護（病院療養型）

①～④ （略）

る体制等状況一覧表（介護予防サービス・介護予防支援）」（以下「体制状況一覧表」という）、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所については、（別紙1-3）「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）」（以下「体制等一覧」という。）に掲げる項目とする。

第二～第四 （略）

第五 体制状況一覧表の記載要領について

1～10 （略）

11 短期入所療養介護（病院療養型）

①～④ （略）

⑤ 「療養環境基準」については、26号告示第11号に該当する場合は「減算型Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「減算型Ⅱ」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること

⑥～⑭ （略）

12 短期入所療養介護（診療所療養型）

①～③ （略）

④ 「療養環境基準」については、26号告示第12号イに該当する場合は「減算型」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。

⑤～⑩ （略）

13～18 （略）

19 介護療養型医療施設（病院療養型）

①～④ （略）

⑤ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑤を準用されたい。

⑥～⑫ （略）

20 介護療養型医療施設（診療所型）

①～③ （略）

④ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12④を準用されたい。

⑤～⑧ （略）

21～29 （略）

31 介護予防短期入所療養介護（病院療養型）

①～④ （略）

- ⑤ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑤を準用されたい。
- ⑥～⑭ （略）
- 32 介護予防短期入所療養介護（診療所療養型）
- ①～③ （略）
- ④ 「設備基準」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12④を準用されたい。
- ⑤～⑩ （略）
- 33～46 （略）

- ⑤ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑤を準用されたい。
- ⑥～⑭ （略）
- 32 介護予防短期入所療養介護（診療所療養型）
- ①～③ （略）
- ④ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12④を準用されたい。
- ⑤～⑩ （略）
- 33～46 （略）

(別紙1)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)

サービス区分		施設等の区分		人員配置区分		その他該当する体制等						割引
各サービス共通						1 特別区 2 特別区 3 甲地 4 乙地 5 その他						—
11	訪問介護	1 身体介護 2 生活援助 3 通院等臨時介助			地域区分 特別地域加算 特定事業所加算	1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ						1 なし 2 あり
						1 なし 2 あり						1 なし 2 あり
						1 なし 2 あり						
12	訪問入浴介護				特別地域加算	1 なし 2 あり						
13	訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所			特別地域加算 緊急時訪問看護加算 特別管理体制 ターミナルケア体制	1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり						
						1 なし 2 あり						
						1 なし 2 あり						
14	訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設				1 なし 2 あり						1 なし 2 あり
15	通所介護	3 小規模型事業所 4 通常規模型事業所 5 療育通所介護事業所			職員の数による減算の状況 大規模事業所 時間延長サービス体制 個別機能加算体制 入浴介助体制 若年性認知症ケア体制 栄養マネジメント体制 口腔機能向上体制	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 非該当 2 該当 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり						
						1 なし 2 あり						
						1 なし 2 あり						
						1 なし 2 あり						
						1 なし 2 あり						
						1 なし 2 あり						
16	通所リハビリテーション	1 通常規模の施設 2 小規模施設 3 介護老人保健施設			職員の数による減算の状況 大規模事業所 時間延長サービス体制 入浴介助体制 若年性認知症ケア体制 栄養マネジメント体制 口腔機能向上体制	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 1 非該当 2 該当 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり						
						1 なし 2 あり						
						1 なし 2 あり						
						1 なし 2 あり						
						1 なし 2 あり						
						1 なし 2 あり						
17	短期入所生活介護				特別地域加算	1 なし 2 あり						1 なし 2 あり
21	短期入所生活介護	1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型			夜間勤務条件基準 職員の数による減算の状況 ユニットケア体制 施設制給食体制 送迎体制 栄養管理の体制 緊急受入体制 夜間看護体制	1 基礎型 2 派生型 1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 1 対応不可 2 対応可 1 対応不可 2 対応可						
						1 基礎型 2 派生型						
						1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士						
						1 対応不可 2 対応可						
						1 なし 2 あり						
						1 対応不可 2 対応可						
22	短期入所療養介護	1 介護老人保健施設 2 ユニット型介護老人保健施設			夜間勤務条件基準 職員の数による減算の状況 ユニットケア体制 リハビリテーション機能強化 送迎体制 栄養管理の体制 認知症ケア加算 緊急受入体制	1 基礎型 2 派生型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可						
						1 基礎型 2 派生型						
						1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士						
						1 対応不可 2 対応可						
						1 なし 2 あり						
						1 対応不可 2 対応可						

23	短期入所療養介護	1 病院療養型 6 ユニット型病院療養型 A 病院経過型	2 I型 3 II型 4 III型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 4 加算型 III 5 減算型
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
				夜間看護基準	1 基準型 2 減算型 I—III—減算型 II
				医師の配置基準	1 基準 2 医業法施行規則第49条適用
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士
				緊急受入体制	1 対応不可 2 対応可
		2 診療所療養型 7 ユニット型診療所療養型	1 I型 2 II型	特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導
				カンセーション提供体制	1 理学療法 I 2 理学療法 II 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
				夜間看護基準	1 基準型—II—減算型
				設備基準	1 基準型 2 減算型
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士
				緊急受入体制	1 対応不可 2 対応可
		3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型 B 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導
				カンセーション提供体制	1 理学療法 I 2 理学療法 II 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 5 介護職員
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士
				緊急受入体制	1 対応不可 2 対応可
				カンセーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他
		4 基準適合診療所型		送迎体制	1 対応不可 2 対応可
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士
33	特定施設入居者生活介護	1 有料老人ホーム 2 特養老人ホーム 3 介護老人ホーム 4 高齢者専用賃貸住宅	1 一般型 2 外部サービス利用型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり
43	居宅介護支援			夜間看護体制	1 対応不可 2 対応可
				特別地域加算	1 なし 2 あり
51	介護老人福祉施設	1 介護福祉施設 2 小規模介護福祉施設 3 ユニット型介護福祉施設 4 ユニット型小規模介護福祉施設		特定事業所加算	1 なし 2 あり
				夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
				重症化対応体制	1 対応不可 2 対応可
				準ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり
				常勤専従医師配置	1 なし 2 あり
				精神科医師定期的救急指導	1 なし 2 あり
				障害者生活支援体制	1 なし 2 あり
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制
				身体拘束防止取組の有無	1 なし 2 あり
				看取り介護体制	1 なし 2 あり
				在宅・入所相互利用体制	1 対応不可 2 対応可
				夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型
52	介護老人保健施設	1 介護保健施設 2 ユニット型介護保健施設 3 小規模介護保健施設 4 ユニット型小規模介護保健施設		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 介護支援専門員
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制
				認知症ケア加算	1 なし 2 あり
				身体拘束防止取組の有無	1 なし 2 あり
				夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型

53	介護療養型医療施設	1 病院療養型 6 ユニット型病院療養型 A 病院経過型	2 I型 3 II型 4 III型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 4 加算型Ⅲ 5 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ—Ⅲ—減算型Ⅳ	
				医師の配置基準	1 基準 2 施設法施行規則第49条適用	
	2 診療所型 7 ユニット型診療所型	1 I型 2 II型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制	
				身体拘束禁止取組の有無	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導	
				リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
	3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型 D 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	療養環境基準	1 基準型 2 減算型	
				設備基準	1 基準型 2 減算型	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制	
				身体拘束禁止取組の有無	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導	
				リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
	3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型 D 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制	
				身体拘束禁止取組の有無	1 なし 2 あり	
				リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他	

(別紙 1)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

[illegible]

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	施設区分	当 当 する 体 制 等
各サービス共通				地域区分	1 特別区 2 特別地域 3 甲地 4 乙地 5 その他
11	訪問介護	1 身体介護		特別地域加算	1 なし 2 あり
		2 生活援助		特定事業所加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
		3 通院等送迎介助			
13	訪問看護	1 訪問看護ステーション		特別地域加算	1 なし 2 あり
		2 病院又は診療所			
16	通所介護	3 小規模型事業所 4 通常規模型事業所		月の欠月による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
				大規模事業所	1 非該当 2 該当
				時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可
				個別支援加算体制	1 なし 2 あり
				入浴介助体制	1 なし 2 あり
				若年性認知症ケア体制	1 なし 2 あり
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり

備考 1 この表は、罪案所在地以外の場所で行った部分実質の出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス・介護予防支援）

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	そ の 他 該 当 す る 体 制 等						引	
各サービス共通				地域区分	1 特別区	2 特甲地	3 甲地	4 乙地	5 その他		
61	介護予防訪問介護			特別地域加算	1 なし	2 あり				1 なし 2 あり	
62	介護予防訪問入浴介護			特別地域加算	1 なし	2 あり				1 なし 2 あり	
63	介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		特別地域加算	1 なし	2 あり					
				緊急時訪問看護加算	1 なし	2 あり					
				特別管理体制	1 対応不可	2 対応可					
64	介護予防訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設								1 なし 2 あり	
65	介護予防通所介護			職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 看護職員	3 介護職員				
				運動器機能向上体制	1 なし	2 あり					
				栄養改善体制	1 なし	2 あり					
				口腔機能向上体制	1 なし	2 あり					
				事業所評価加算（申出）の有無	1 なし	2 あり					
66	介護予防通所リハビリテーション			職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 医師	3 看護職員	4 介護職員	5 理学療法士	6 作業療法士	7 言語聴覚士
				運動器機能向上体制	1 なし	2 あり					
				栄養改善体制	1 なし	2 あり					
				口腔機能向上体制	1 なし	2 あり					
				事業所評価加算（申出）の有無	1 なし	2 あり					
67	介護予防福祉用具貸与			特別地域加算	1 なし	2 あり				1 なし 2 あり	
24	介護予防短期入所生活介護	1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型		夜間勤務条件基準	1 基準型	2 減算型					
				職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 看護職員	3 介護職員				
				ユニットケア体制	1 対応不可	2 対応可					
				機能訓練指導体制	1 なし	2 あり					
				送迎体制	1 対応不可	2 対応可					
				栄養管理の評価	1 なし	2 栄養士	3 管理栄養士				
25	介護予防短期入所療養介護	1 介護老人保健施設 2 ユニット型介護老人保健施設		夜間勤務条件基準	1 基準型	2 減算型					
				職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 医師	3 看護職員	4 介護職員	5 理学療法士	6 作業療法士	
				ユニットケア体制	1 対応不可	2 対応可					
				リハビリテーション機能強化	1 なし	2 あり					
				送迎体制	1 対応不可	2 対応可					
				栄養管理の評価	1 なし	2 栄養士	3 管理栄養士				

26	介護予防短期入所療養介護	1 病院療養型 6 ユニット型病院療養型 A 病院経過型	2 I型 3 II型 4 III型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 4 加算型Ⅲ 5 減算型
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士
				特定診療費項目	1 重症度病状指導管理 2 薬剤管理指導
				リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
		2 診療所療養型 7 ユニット型診療所療養型	1 I型 2 II型	療養環境基準	1 基準型 2 減算型
				設備基準	1 基準型 2 減算型
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士
				特定診療費項目	1 重症度病状指導管理 2 薬剤管理指導
				リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士
3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型 B 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他		
		送迎体制	1 対応不可 2 対応可		
		栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士		
		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員		
		個別機能訓練体制	1 なし 2 あり		
4 基準適合診療所型		送迎体制	1 対応不可 2 対応可		
		栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士		
		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員		
		個別機能訓練体制	1 なし 2 あり		
35	介護予防特定施設入居者生活介護	1 有料老人ホーム	1 一般型 2 外部サービス利用型		
		2 軽費老人ホーム			
		3 養護老人ホーム			
		4 高齢者専用賃貸住宅			
					1 なし 2 あり

(別紙 1 - 2)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

[illegible]

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	体 制 等										
各サービス共通				地域区分	1	特別区	2	特別市	3	甲地	4	乙地	5	その他
61	介護予防訪問介護			特別地域加算	1	なし	2	あり						
63	介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		特別地域加算	1	なし	2	あり						
65	介護予防通所介護			職員の欠員による減算の状況	1	なし	2	看護職員	3	介護職員				
				運動器機能向上体制	1	なし	2	あり						
				栄養改善体制	1	なし	2	あり						
				口腔機能向上体制	1	なし	2	あり						
				事業所評価加算（申出）の有無	1	なし	2	あり						

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

(公印省略)

19 介第5912号
平成20年3月28日

社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健福祉部介護保険課長
(指導係)

指定介護療養型医療施設における療養病床療養環境減算の
平成20年4月以降の取扱いについて (通知)

このことについて、別添(写)のとおり関係事業者に通知しましたので、お知らせします。

問い合わせ先

介護保険課指導係

担当 富 永

電 話 092-643-3319

FAX 092-642-1504

E-mail kaigo@pref.fukuoka.lg.jp

(公印省略)



19介第5912号
平成20年3月28日

各指定介護療養型医療施設事業者 殿
各指定（介護予防）短期入所療養介護事業者 殿

福岡県保健福祉部介護保険課長
（指導係）

指定介護療養型医療施設における療養病床療養環境減算の
平成20年4月以降の取扱いについて（通知）

このことについて、別添（写）のとおり厚生労働省老健局老人保健課から通知がありましたので、お知らせします。

今回の改正（概要は、「参考資料」のとおり。）により、平成20年4月以降は、医師、看護職員又は介護職員の人員欠如等の場合、指定介護療養型医療施設（指定（介護予防）短期入所療養介護事業所）としての介護報酬の対象となるための基準を満たさないこととなりますので、人員欠如等とならないよう特段留意されるようお願いいたします。

問い合わせ先

介護保険課指導係

担当 富 永

電話 092-643-3319

FAX 092-642-1504

E-mail kaigo@pref.fukuoka.lg.jp

事 務 連 絡
平成20年3月12日

都道府県介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局老人保健課

指定介護療養型医療施設における療養病床療養環境減算の
平成20年4月以降の取扱いについて

介護保険行政の推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、平成20年3月31日をもって病院療養病床療養環境減算（Ⅱ）及び診療所療養
病床療養環境減算が廃止となりますが、平成20年4月1日以降、診療所療養病床療養
環境減算の適用を受けてきた施設のうち、廊下幅が指定基準を満たさない場合に適用を
受ける「診療所療養病床設備基準減算」を創設することとし、現在パブリックコメント
（「<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=495070284&OBJCD=BJCD=&GROUP=>」を参照）を募集しているところです。

貴都道府県におかれましては、御了知の上、管下市町村（政令指定都市及び中核市を
含む。）、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のない
ようお願い申し上げます。

また、病院療養病床療養環境減算（Ⅱ）及び診療所療養病床療養環境減算は、設備基
準を満たさない場合のほか、医師、看護職員又は介護職員の人員欠如の場合にも適用さ
れるものであり、貴都道府県におかれましては、人員欠如により当該減算が適用されて
きた施設について、平成20年4月以降、速やかに基準を満たすよう指導等を行ってい
ただきますようお願い申し上げます。



返信・照会先
厚生労働省老健局老人保健課
企画法令係
FAX 03-3595-4010
TEL 03-5253-1111
(3948・3949)

(参考資料)

指定介護療養型医療施設(指定(介護予防)短期入所療養介護を含む。)の療養環境減算等

	現行(平成20年3月31日まで)		改正後(平成20年4月1日から)
病院	病院療養病床療養環境減算(Ⅱ) △85単位	病院療養病床療養環境減算(Ⅰ) △25単位	病院療養病床療養環境減算 △25単位
	平成20年4月1日までに改善されなければ 介護療養型医療施設の指定を受けられない。		
	次のいずれかに該当 ・病室が1室5床以上 ・病室が1人当たり6.0㎡以上6.4㎡未満 ・機能訓練室が40㎡未満 ・食堂が療養病床の入院患者 1人につき1㎡未満、かつ、 療養環境改善計画が提出 されている ・医師、看護職員及び介護職員の員数不足	次のいずれかに該当 ・片廊下幅1.2m以上1.8m未満 ・中廊下幅1.6m以上2.7m未満	次のいずれかに該当 ・片廊下幅1.2m以上1.8m未満 ・中廊下幅1.6m以上2.7m未満
診療所	診療所療養病床療養環境減算 △60単位		診療所療養病床設備基準減算 △60単位
	平成20年4月1日までに改善されなければ 介護療養型医療施設の指定を受けられない。		
	次のいずれかに該当 ・病室が1室5床以上 ・病室が1人当たり6.0㎡以上6.4㎡未満 ・食堂が療養病床の入院患者 1人につき1㎡未満、かつ、 療養環境改善計画が提出 されている ・医師、看護職員及び介護職員の員数不足	次のいずれかに該当 ・片廊下幅1.2m以上1.8m未満 ・中廊下幅1.6m以上2.7m未満	次のいずれかに該当 ・片廊下幅1.2m以上1.8m未満 ・中廊下幅1.6m以上2.7m未満